

「管理委託制度」と「指定管理者制度」の相違

区 分	管理委託制度（旧）	指定管理者制度（新）
法的根拠	改正前地方自治法 第244条の2第3項	改正地方自治法 第244条の2
施行・廃止	2006年9月1日までに廃止	2003年9月2日施行 (3年間の経過措置あり)
受託・受任者の範囲	公共団体（土地改良区等）、公共的 団体（NPO等）及び町出資法人（第 3セクター）に限定。	法人その他の団体であれば、特段の 制限はありません。民間企業も可能。 (法人格は不要、個人は不可)
委託委任の業務等 の範囲	施設の設置者である地方自治体と の契約に基づき、具体的な管理の事 務又は業務を受託し、執行するもの です。 ※施設の管理権限及び責任は設置 者たる自治体が有します。 ※会館の利用承認等の処分に該当 する使用許可等は委託できません。	施設の設置者である地方自治体を受 任者を指定し、管理代行者として管 理権限を含め事務・業務を委任行わ せることを可能としました。 ※管理権限を含めどこまで委任する かは条例で明記することとなります。 ※会館の使用許可など処分に該当す る行為も委任事項として行わせる ことができます。
受託・委任の形態	私法上の契約による委託。 ※委託先について、一般の契約と同 様、入札、見積合せ等により業者 を選定・契約の上業務を請負わせ るものです。	請負行為とは異なり、町が申請行為 等に対する行政処分として管理者を 指定するものです。
受託・委任者の議決	委託に関し議会の議決は不要。	委任先の指定にあたって議会の議決 が必要。
条例処理	施設の管理を外部に委託する場合、 それぞれの施設の「設置条例」の中 に、管理を委託する又はできる旨を 明記します。	① 管理の委任者として指定してい くためにどのような手続で指定 を行っていくのか条例で明記す る必要があります。 ② 次に、各施設の設置条例の中で、 手続条例に明記された項目につ いて具体的取扱を定めます。